亀岡市総合福祉センター託児室「なかよしルーム」の利用拡充について

1. 趣旨

亀岡市総合福祉センターをご利用の皆さんが、安心して講座、サークル活動や会議などに参加していただけますよう、平成26年4月から、託児室を、これまでの働く女性の家利用者だけでなく、すべての総合福祉センター利用者が利用できるようにします。

2. 利用できる人

- ・総合福祉センターの講座事業の受講者
- ・総合福祉センター登録グループの参加者
- ・その他の総合福祉センター利用者(一般利用者)

3. 対象年齢

生後6ヶ月から就学前の乳幼児

4. 定員

おおむね6名

- 5. 開所日時·利用時間
 - 月曜日~日曜日(火曜日、祝日及び年末年始は休みます)
 - ・9時~21時(日曜日は16時まで)
 - ・ 託児時間は1時間単位です(次の時間区分内でお願いします)

午前	9時~12時
午後	13時~16時
夜間	18時~21時

6. 申认

・利用希望日の7日前までに申込書と個人別票(託児名簿)を総合福祉センター窓口に提出してください。

7. 利用料金

- ・託児つき講座参加者 無料
- ・登録グループ参加者(1家族)630円/1時間 以後315円/30分毎
- その他の利用者 900円/1時間 以後450円/30分毎 (1家族2人目からは450円/1時間 以後225円/30分毎)

8. その他

- ・登録グループのご利用の場合は、できるだけグループでまとめて申込してください。
- ・利用取消しは利用予定時間の2時間前までにお願いします。(それ以降は利用予定時間分の利用料金を払っていただきます。)
- ・アレルギーなどお子様について保育者が承知しておくべき事柄については、必ず個人別票に 記入願います。又、託児当日にも体調などについてお聞きします。
- ・託児は、託児人数が2人以内の場合は1名の保育者で、3人以上の場合は、お子様の年齢、 人数等により複数名の保育者で担当します。
- ・ 当日は、講座などの開始時刻の15分前に託児室にお越しください。

平成 30 年 4 月 1 日改正 平成 30 年 5 月 1 日から運用